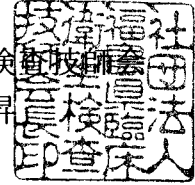


24 福臨技発第 27 号

平成 24 年 10 月 25 日

所属長ならびに会員各位

社団法人福島県臨床衛生検査技師会  
会長 大花 昇



### 臨床検査技師による血圧測定について

このたび、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会より、検査に伴う血圧測定を臨床検査技師が行うことについて、厚生労働省医政局医事課長あて文書にて照会し回答を求めたところ、「自動血圧による測定については原則的に医行為ではないとのことから、臨床検査技師による実施が可能である」との由の回答を得たとの周知がされました。

現在、医療の現場においては医療関係職がその専門性を十分に発揮できていないとの指摘がされておりますが、今回のこの回答により、臨床検査技師がこれら関係職の効率的な役割分担の一助となるとともに、業務拡大につながるものと期待しております。

今後も、当会としてはチーム医療の推進、効率的な役割分担に向けて取り組んで参りますので引き続きご協力のほどお願いいたします。

照会文書

24日臨技発第110号  
平成24年10月10日

厚生労働省医政局医事課長 殿

一般社団法人日本臨床衛生検査技師会  
会長 宮島喜文

臨床検査技師による血圧測定について（疑義照会）

血圧測定については、これまで、臨床検査技師の業務範囲に明記されていない。

一方で、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について」（平成17年7月26日付け医政発第0726005厚生労働省医政局長通知。以下「通知」という。）において、一定条件の下、自動血圧測定器による血圧測定は原則として医行為でないと考えられる旨が示された。

通知では、「医療機関以外の高齢者介護・障害者介護の現場等において判断に疑義が生じることの多い行為であって、原則として医行為ではないと考えられるものを別紙のとおり列挙した」としているが、当該記載については、高齢者介護・障害者介護の現場に限定した解釈を示すものではないため、高齢者介護・障害者介護の現場以外において行われる自動血圧測定器による血圧測定についても原則として医行為でなく、臨床検査技師も実施可能であると解してよろしいかお伺いする。

回答文書

医政医発1011第5号  
平成24年10月11日

一般社団法人日本臨床衛生検査技師会  
会長 宮島喜文 殿

厚生労働省医政局医事課長

臨床検査技師による血圧測定について（回答）

平成24年10月10日付け24日臨技発第110号をもって照会のあった件について、下記のとおり回答する。

記

貴見の通りである。